建築基準法施行細則及び岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第72号

建築基準法施行細則及び岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則及び岩手県知事部局行政組織規則の一	-部を改正する規則				
(建築基準法施行細則の一部改正)					
第1条 建築基準法施行細則(昭和47年岩手県規則第12号)の一	一部を次のように改正する。				
改正前	改正後				
(積雪荷重)	(積雪荷重)				
第15条 [略]	第15条 [略]				
2 [略]	2 [略]				
3 政令第86条第3項の規定により知事が定める垂直積雪量は	3 政令第86条第3項の規定により知事が定める垂直積雪量は				
、敷地の区域に応じて、次に掲げる式によって計算された数	、敷地の区域に応じて、次に掲げる式によって計算された数				
値とする。	値とする。				
$d = \alpha \cdot 1s + \beta \cdot rs + \gamma$	$d = \alpha \cdot 1s + \beta \cdot rs + \gamma$				
C この式において、d、ls、rs、α、β及びγはそ	(この式において、d、ls、rs、α、β及びγはそ)				
れぞれ次の数値を表すものとする。	れぞれ次の数値を表すものとする。				
d 垂直積雪量 (単位 メートル)	d 垂直積雪量(単位 メートル)				
α 、 β 、 γ 区域に応じて次の表の当該各欄に掲げ	α 、 β 、 γ 区域に応じて次の表の当該各欄に掲げ				
る数値	る数値				
1s 敷地の位置の標高(単位 メートル)	ls 敷地の位置の標高 (単位 メートル)				
rs 敷地の位置の海率(区域に応じて次の表のR	rs 敷地の位置の海率(区域に応じて次の表のR				
の欄に掲げる半径(単位 キロメートル)の円	の欄に掲げる半径(単位 キロメートル)の円				
の面積に対する当該円内の海その他これに類す	の面積に対する当該円内の海その他これに類す				
るものの面積の割合をいう。)	るものの面積の割合をいう。)				
区 域 α β γ R	区域 $\alpha \beta \gamma R$				
[略]	[略]				
宮古市のうち平成17年6月5日における下 [略]	宮古市のうち平成17年6月5日における下 [略]				
閉伊郡新里村の区域以外の区域 久慈市の	閉伊郡新里村の区域及び平成21年12月31日				
され 東京10年9月5日におけても 京野山野	17 おけて工即伊那川井井の豆材以及の豆材				

区域	α	β	γ	R
[略]				
宮古市のうち平成17年6月5日における下		[]	略]	
閉伊郡新里村の区域以外の区域 久慈市の				
うち平成18年3月5日における九戸郡山形				
村の区域以外の区域 釜石市 大船渡市の				
うち平成13年11月14日における気仙郡三陸				
町の区域 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡のう				
ち山田町、田野畑村及び普代村 九戸郡の				
うち洋野町(平成17年12月31日における九				
戸郡種市町の区域に限る。)及び野田村				
_				
宮古市のうち平成17年6月5日における下				
閉伊郡新里村の区域 大船渡市のうち平成				
13年11月14日における気仙郡三陸町の区域				

区域 α β γ R
[略]
宮古市のうち平成17年6月5日における下 [略]
宮古市のうち平成17年6月5日における下 閉伊郡新里村の区域及び平成21年12月31日
における下閉伊郡川井村の区域以外の区域
久慈市のうち平成18年3月5日における
九戸郡山形村の区域以外の区域 釜石市
大船渡市のうち平成13年11月14日における
気仙郡三陸町の区域 上閉伊郡大槌町 下
閉伊郡のうち山田町、田野畑村及び普代村
九戸郡のうち洋野町(平成17年12月31日
における九戸郡種市町の区域に限る。)及
び野田村
宮古市のうち平成17年6月5日における下
閉伊郡新里村の区域及び平成21年12月31日
における下閉伊郡川井村の区域 大船渡市

[略]

のうち平成13年11月14日における気仙郡三 陸町の区域以外の区域 久慈市のうち平成 18年3月5日における九戸郡山形村の区域 遠野市のうち平成17年9月30日における 上閉伊郡宮守村の区域以外の区域 陸前高 田市 岩手郡葛巻町 気仙郡住田町 <u>下閉</u> 伊郡岩泉町 九戸郡(洋野町のうち平成17 年12月31日における九戸郡種市町の区域及 び野田村を除く。)の区域

伊郡 九戸郡のうち洋野町及び野

田村

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県知事部局行政組織規則の一部改正)

第2条 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)の一部を次のように改正する。

伊郡 (川井村を除く。) 九戸郡

のうち洋野町及び野田村

改正前 改正後 (漁業取締事務所) (漁業取締事務所) 第67条 漁業取締事務所の名称、位置及び所管区域は、次のと 第67条 漁業取締事務所の名称、位置及び所管区域は、次のと おりである。 おりである。 名 称 位 置 所管区域 名 称 位置 所管区域 大船渡市 陸前高田市 釜石市 大船渡市 陸前高田市 釜石市 岩手県漁業 釜石市 岩手県漁業 | 釜石市 取締事務所 宮古市 久慈市 上閉伊郡 下閉 取締事務所 宮古市 久慈市 上閉伊郡 下閉

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。